

令和6年8月2日

金沢大学 令和6（2024）年度 入学料免除・授業料（後期）免除（家計急変）申請要項 【令和6年能登半島地震による家計急変者向け】

この度の令和6年能登半島地震に遭われた方々には、心よりお見舞い申し上げます。

当該災害被害の直接的・間接的な影響で家計が急変した世帯の学生を対象として、審査の上、被災状況に応じて入学料及び後期授業料の減免を行います。入学料免除は令和6年10月入学者のみ申請可能です。申請する学生は、当該要項を熟読し、必ず所定の期日までに必要書類を提出してください。

なお、令和6年度前期に当該免除を申請した場合でも、令和6年度後期も授業料免除を希望する場合は改めて申請が必要です。

1. 免除対象者

1-1. 被災した者（以下「被災者」）

令和6年能登半島地震の被災者のうち、以下の（1）及び（2）の両方の条件を満たす者とします。

- （1）令和6年能登半島地震において、生計維持者が被災した事実を公的証明書等により証明可能な者
- （2）以下のいずれかに該当する甚大な被害を受けた世帯の者
 - ①生計維持者が死亡または行方不明となった場合
 - ②生計維持者の居住する家屋が「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」の場合

※ 独立生計者は、持ち家の場合のみ対象となります。

※ 修業年限を超えて在籍する者も申請可能です。

1-2. 上記（1-1）の条件には該当しないが、当該地震により家計急変した者 （以下「家計急変者」）

以下の（1）及び（2）の両方の条件を満たす者とします。

- （1）令和6年能登半島地震により、生計維持者の所得が急変する世帯の者
 - 例1 日常生活を営むために必要な資材あるいは生活費を得るための基本的な生産手段（田・畑・店舗等）に被害があった場合
 - 例2 生計維持者が失職した場合
 - 例3 生計維持者が怪我又は病気により半年以上就労が困難となった場合
- （2）家計急変事由発生後の所得が本学の通常の授業料免除制度の基準の範囲内である者

2. 申請方法

被災程度や免除区分等により、申請方法が異なります。以下の表で申請方法を確認してください。

申請期間を超過しての提出は、原則として受け付けませんが、期日までに用意できない方は申請期間中に学生支援係までご相談ください。

申請区分		免除区分	課程	修学支援新制度 ^{注1}	申請方法 次頁以降の該当番号の申請方法を確認してください。
被災者	(1) 生計維持者が死亡または行方不明	入学料及び授業料免除	大学院課程		ア
	(2) 生計維持者の居住する家屋が「全壊」、「大規模半壊」	授業料免除のみ	学士課程	対象	イ+修学支援新制度 ^{注1}
				対象外	イ
			大学院課程・別科	イ	
	(3) 生計維持者の居住する家屋が「中規模半壊」、「半壊」	入学料及び授業料免除	大学院課程		ア+他の本学独自制度 ^{注2}
			学士課程	対象	イ+修学支援新制度 ^{注1} + 他の本学独自制度 ^{注2} （本学独自制度は③コロナによる家計急変の該当者のみ申請可能）
対象外				イ+他の本学独自制度 ^{注2}	
大学院課程・別科			イ+他の本学独自制度 ^{注2}		
家計急変者	(4) (1)～(3)には該当しないが、当該地震により家計急変	入学料及び授業料免除	大学院課程		ウ
			授業料免除のみ	学士課程	対象
		大学院課程・別科		対象外	オ
			オ		

注1：修学支援新制度とは、「日本学生支援機構（JASSO）の給付型奨学金」と「大学による入学料・授業料の減免」がセットになった学士課程を対象とした国の経済支援制度です。**ただし、高校卒業から本学入学までに3年を経過している者及び私費外国人留学生は対象外です。修学支援新制度の対象者は、当該免除制度と併せて修学支援新制度にも申請してください。**申請方法は、令和6年9月にアカンサポータルからお知らせします。既に第Ⅰ区分に認定されている者は申請不要ですが、第Ⅱ、第Ⅲ区分認定者については「家計急変」枠で申請することにより、支援区分が第Ⅰ区分に変更される場合がありますので、学生支援課学生支援係までご相談ください。修学支援新制度に採用された者が当該制度による免除も認められた場合、免除額が高い方の結果を適用します。

注2：生計維持者の居住する家屋が「中規模半壊」、「半壊」の場合は**当該免除制度に追加して、その他の免除制度**（以下※参照）に**併願申請**が可能です。併願申請をすることにより、免除額が高くなる可能性があります。

※以下の①～③のいずれかの制度と併願できます。

- ① 大学院生・別科・学士課程（修学支援新制度対象外者）用
- ② 学士課程（経過措置）用（学域6年次で令和元年度に本学独自制度により授業料免除を受けている者対象）

③ コロナによる家計急変用（全課程対象）

申請方法は各申請要項（以下Webサイト）を確認してください。

https://www.kanazawa-u.ac.jp/students/economic/tuition_waiver

ア. 入学料免除及び授業料免除を申請する場合（被災者） 大学院課程

（1）申請書類

① 大規模災害に係る入学料・授業料免除申請書（所定様式）

以下のWebサイトから各自ダウンロード、印刷し、記入の上、提出してください。

<https://www.kanazawa-u.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2024/01/daikibosaigaimenjo-r6note.pdf>

② 死亡又は行方不明を証明する書類、り災証明書（被災証明書）（いずれもコピー可）

独立生計者の場合は、り災証明書（被災証明書）に持ち家であることを証明できる書類も添付すること。

③ 110円分の切手を貼った返信用封筒（長形3号）（→入学料免除（徴収猶予）結果通知用・封筒表面に申請者の住所（郵便物が確実に届く住所）、氏名を記入すること。）

（2）提出期間 **入学手続要項に定められた入学手続期間内**

（3）提出方法 入学手続提出書類と併せて申請書類を提出

（4）提出先 所属の入学手続担当係

イ. 授業料免除のみ申請する場合（被災者）

（1）申請書類

① 大規模災害に係る入学料・授業料免除申請書（所定様式）

以下のWebサイトから各自ダウンロード、印刷し、記入の上、提出してください。

<https://www.kanazawa-u.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2024/01/daikibosaigaimenjo-r6note.pdf>

② 死亡又は行方不明を証明する書類、り災証明書（被災証明書）（いずれもコピー可）

独立生計者の場合は、り災証明書（被災証明書）に持ち家であることを証明できる書類も添付すること。

（2）提出期間 **令和6年9月2日（月）～9月13日（金）**（郵送の場合、当日消印有効）

（3）提出方法 **郵送または学生支援係の窓口提出**

（4）提出先 〒920-1192 石川県金沢市角間町 金沢大学学務部学生支援課学生支援係

※郵送の場合、封筒表面左側に「授業料免除申請書類在中」と朱書きしてください。

ウ. 入学料免除（徴収猶予）及び授業料免除を申請する場合（家計急変者） 大学院課程

申請要項「金沢大学 令和6（2024）年度 入学料免除（徴収猶予）・後期授業料免除 申請要項（新入学者向け）」に従って申請してください。

Webサイト：https://www.kanazawa-u.ac.jp/students/economic/exemption_grace

申請の際は以下の申請書類を追加で提出してください。

① 大規模災害に係る入学料・授業料免除申請書（所定様式）

→以下のWebサイトから各自ダウンロード、印刷し、記入の上、提出してください。

<https://www.kanazawa-u.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2024/01/daikibosaigaimenjo-r6note.pdf>

② 110円分の切手を貼った返信用封筒（長形3号）（→入学料免除（徴収猶予）結果通知用・封筒表

面に申請者の住所（郵便物が確実に届く住所）、氏名を記入すること。）

- ③ 家計急変者の直近3か月（令和6年5月～7月）分の収入を証明する書類
 - ・給与所得者：上記期間の給与明細書（コピー）
 - ・給与以外の所得のある者：上記期間の売上と必要経費がわかる帳簿等
- ④（該当者のみ）当該地震が原因で失業、廃業した場合

次のうち該当する書類を提出

 - ・雇用保険被保険者離職票（コピー）
 - ・雇用保険受給資格者証（コピー）
 - ・廃業届（コピー）など廃業年月日が分かる書類
- ⑤（該当者のみ）当該地震が原因の怪我や病気で療養中である場合

医師の診断書

Ⅰ. 授業料免除のみ申請する場合（家計急変者） 学士課程（修学支援新制度対象）

修学支援新制度（家計急変）を申請してください。

申請に当たっては、学生支援課学生支援係に相談に来てください。申請対象となるか確認の上、申請書類、申請期限等を指示します。

Ⅱ. 授業料免除のみ申請する場合（家計急変者） 学士課程（新制度対象外）大学院課程・別科

申請要項「令和6（2024）年度 後期 授業料免除（在学者向け）」又は「令和6（2024）年度 後期 授業料免除（経過措置）」に従って書類を準備して申請してください。新型コロナウイルスによる家計急変学生向けの授業料免除とは併願できません。

Webサイト

在学生向け：https://www.kanazawa-u.ac.jp/students/economic/tuition_waiver/graduate_students

経過措置：https://www.kanazawa-u.ac.jp/students/economic/school_support/01-1-2

申請の際は以下の申請書類を追加で提出してください。

- ①大規模災害に係る入学科・授業料免除申請書（所定様式）

→以下のWebサイトから各自ダウンロード、印刷し、記入の上、提出してください。

<https://www.kanazawa-u.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2024/01/daikibosaigaimenjo-r6noto.pdf>
- ②家計急変者の直近3か月（令和6年5月～7月）分の収入を証明する書類
 - ・給与所得者：上記期間の給与明細書（コピー）
 - ・給与以外の所得のある者：上記期間の売上と必要経費がわかる帳簿等
- ③（該当者のみ）当該地震が原因で失業、廃業した場合

次のうち該当する書類を提出

 - ・雇用保険被保険者離職票（コピー）
 - ・雇用保険受給資格者証（コピー）
 - ・廃業届（コピー）など廃業年月日が分かる書類
- ④（該当者のみ）当該地震が原因の怪我や病気で療養中である場合

医師の診断書

3. 結果通知

3-1. 入学料免除・徴収猶予結果

令和7年1月中旬（予定）にアカンサスポータルから通知します。

※入学料免除又は徴収猶予の結果通知までは、入学料の徴収を猶予します。

※入学料免除若しくは徴収猶予が不許可の者又は半額免除の者（半額免除の者がその後徴収猶予の申請をした者を除く。）は、免除若しくは徴収猶予の不許可又は半額免除の許可が告知された日から起算して14日以内に納付すべき入学料を納付する必要があります。

※入学料免除不許可又は半額免除の者は入学料徴収猶予の申請が可能です。入学料徴収猶予が許可された場合の猶予期限は、4月入学者は9月30日まで、10月入学者は翌年の3月31日まで（いずれもこの日が休・祝日の場合は直前の平日まで）です。

※入学料免除若しくは徴収猶予が不許可の者又は半額免除が許可の者あるいは徴収猶予が許可の者が、納付すべき入学料を納付しない場合は、入学を取り消し、除籍します。

3-2. 授業料免除結果

令和7年1月中旬（予定）にアカンサスポータルから通知します。

※授業料免除申請の結果通知までは、授業料の徴収を猶予します。

※申請結果が半額免除又は不許可の場合の納付額及び納付方法は結果通知と併せてお知らせします。

※授業料の最終納付期限は、前期は9月30日、後期は翌年3月31日まで（いずれもこの日が休・祝日の場合は直前の平日まで）です。納付できない場合は除籍とします。

※結果通知から納付期限までの期間が短くなっていますのでご注意ください。

4. 申請にあたっての注意

- (1) 申請書類に不備等がある場合、学生支援係からメール、アカンサスポータルのメッセージ又は電話で連絡します。申請書類の不備等が指定した期日までに改善されない場合は申請を無効とすることがあります。
- (2) 提出された書類の返却・貸出・複製等は一切いたしません。コピー可とあるものは必ずコピーを提出し、原本を提出する場合は必ず提出前に各自コピーをとっておいてください。
- (3) 申請内容に虚偽があった場合、入学料・授業料免除許可後であっても許可を取り消し（正規の納付額を追納）、以降の授業料免除申請は行えません。
- (4) 申請学期中に懲戒処分を受けた場合は、免除申請できません。懲戒処分を受けた時期が申請結果通知前の場合は免除申請を無効とし、申請結果通知後の場合は免除許可を取り消します（正規の授業料を追納）。
- (5) 本学では、授業料を預金口座から自動的に口座振替するため、授業料免除を申請する場合でも、口座振替の手続きをすることが必要です。授業料免除審査時に口座振替手続きが完了していることを確認しますので、手続未完了者は所属部局の学務係で手続書類を入手し、申請書類提出までに必ず口座振替の手続きを行ってください。事情があり口座振替ができない場合は、学生支援係まで申し出てください。

5. 個人情報の取扱い

- (1) 申請にあたって提出された個人情報及び大学が取得した個人情報は、入学料・授業料免除等の審査業務を行うために利用します。また、入学料・授業料免除等の選考結果は入学料及び授業料収納に関する業務に使用します。
- (2) (1)により得られた個人情報及び入学料・授業料免除等の選考結果は、本学が行う学生の経済的支援に関する業務に利用することがあります。また、大学教育の改善、学生支援の改善、大学の管理運営（各種統計調査・分析、事業企画等）を目的として、個人を特定できない形で利用することがあります。
- (3) 上記(1)及び(2)の業務を行うにあたり、一部の業務を外部の事業者へ委託する場合があります。この場合、本学と外部の事業者とで個人情報が適切に取り扱われるよう契約を締結し、当該事業者に対して個人情報の全部または一部を提供します。

6. 学生及び生計維持者の方へ

入学料免除（徴収猶予）・授業料免除は、学生の自立性を促すため**学生本人による申請**を原則としています。審査にあたり不明な点等がある場合、学生本人に尋ねますので、**申請者である学生本人が家庭状況を十分に理解した上で申請してください。**

また、公平・公正を期するため、申請に係る各締切日等は厳格に取り扱います。従って「知らなかった」、「通知に気づかなかった」、「忙しかった」等、**大学側の責によらない理由では、申請期間経過後の受付はいたしません。**
ただし、事情により期限までに提出できない場合は、申請期限までにご相談ください。ご理解、ご協力ください。

(担当)

金沢大学学務部学生支援課学生支援係（角間キャンパス本部棟2階）

Mail:stsiens@adm.kanazawa-u.ac.jp

（メール本文には学籍番号と氏名を必ず記載すること）